遺失物管理ソリューションサービス利用約款

第1条(本約款の適用)

本約款は、NECソリューションイノベータ株式会社(以下「乙」という。)が、「遺失物管理ソリューションサービス」と称して提供するサービス(以下「本サービス」という。)の利用に関して適用される。

2. 乙と本サービスの利用に係る契約(以下「本契約」という。)を締結した契約者 (以下「甲」という。)は、本サービスの利用にあたっては、本約款の内容を精読し 理解するとともに、これを誠実に遵守するものとする。

第2条 (用語の定義)

本約款において次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための電気通信機器、設備、電気通信回線等により構成される電気的設備をいう。
- (2) 「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいう。
- (3) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- (4) 「本サービス用プログラム」とは、所定の機能を有し、甲を含む乙の顧客が共用 して利用するソフトウェア・プログラムをいい、その概要、機能、仕様、利用条 件、制約事項等についてはサービス仕様書に定めるものとする。
- (5) 「本サービス用設備」とは、乙が利用するデータセンター内において乙の判断により設置された本サービス用通信回線に接続される電気通信設備および本サービス用プログラムその他のプログラムが記録されたコンピュータをいい、甲を含む乙の顧客が共用して利用する設備をいう。
- (6) 「本サービス用通信回線」とは、乙が自己の判断により電気通信事業者から提供 を受ける電気通信回線をいう。
- (7) 「接続回線」とは、甲が本サービスを利用するに当たって、甲が電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線その他の接続手段をいい、乙の指定する本サービス用通信回線に接続する回線、または乙の指定する本サービス用設備に接続する回線をいう。
- (8) 「甲端末設備」とは、本サービスを利用するために甲が設置する、情報処理端末、接続回線へ接続するための機器(当該端末および機器に搭載されるソフトウェア等を含む。)等をいう。

- (9) 「一時作業」とは、本サービスのうち、第5条に定める初期設定作業および追加作業を総称していう。
- (10)「消費税等相当額」とは、消費税法および地方税法の規定に基づき課税される消費税および地方消費税の合計税額をいう。
- (11)「利用者等」とは、本サービスを利用する甲の従業員および本サービスの利用者として甲が指定し、乙が承諾した第三者をいう。

第3条 (契約条件の変更)

乙は、契約者に事前に通知することにより、本約款をいつでも変更することができる。

- 2. 前項に定める通知は、乙が当該変更の内容を乙の定めるWebサイトへ掲載した時点(当該掲載にあわせて乙が甲より登録のあった電子メールアドレスに宛てて通知を行った場合には、当該電子メールアドレスを管理する電気通信設備に送信した時点)をもって完了したものとみなす。当該変更後の本約款は、当該完了により甲に対する効力を有するものとし、当該完了以降に引き続き甲が本サービスを利用した場合は、乙は当該利用をもって、甲が本サービスに係る料金その他の提供条件等、変更後の本約款の内容に同意したものとみなす。
- 3. 甲は、本約款の変更を知るために乙の定めるWebサイトを定期的に閲覧する義務を負うものとする。
- 4. 本サービスのうち甲が利用するサービス(以下「利用サービス」という。)の変更を 希望する場合は、次条に定めるサービス仕様書の定めに基づき取り扱うものとする。こ の場合において、初期設定作業が必要となるときは、当該初期設定作業に係る費用は甲 の負担とする。

第4条(本サービス)

乙が提供する本サービスの内容は別紙2「NEC遺失物管理ソリューションサービス仕様書」(以下「サービス仕様書」という。)に定めるとおりとする。

- 2. 甲は、本契約の締結にあたり、サービス仕様書の定めに従い別紙1「NEC遺失物管理ソリューションサービス利用申込書」の書式により乙に利用申込を行うものとする(当該利用申込を行った当該書式の書面を以下「申込書」という。)。当該利用申込の時点で、甲が本約款の内容に合意したものとみなす。
- 3. 乙が前項に定める利用申し込みを承諾した時点で利用サービスの利用に係る本契約が成立したものとする。
- 4. 乙は、次の各号の場合には、前項に定める承諾を行わない場合があること、および本契約の成立後であっても、乙所定の方法により甲に通知することにより、第29条の定めに準じて本サービス契約の全部または一部を解除することがあることを、甲はあらかじめ合意するものとする。

- (1) 第2項に定める申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 甲が第8条に定める支払を怠り、または怠るおそれがあると乙が判断した場合
- (3) 過去に不正利用等により本契約(その他乙が提供するサービス契約を含む。)を 解除、または本サービス(その他乙が提供するサービスを含む。)の利用を停止 されていることが判明した場合
- (4) 前各号に定めるほか、前項に定める承諾が、技術上または乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合
- (5) その他乙が不適当と判断した場合
- 5. 本約款、サービス仕様書および申込書の内容に齟齬がある場合は、以下の順で優先 的効力を有するものとする。
 - ①申込書
 - ②サービス仕様書
 - ③本約款
- 6. 次の各号に定める作業は、本サービスに含まれない。
 - (1) データ移行、各種登録等の準備作業
 - (2) 甲端末設備の設定等に係る作業
 - (3) その他サービス仕様書に記載の無い一切のサービスおよび作業
- 7. 甲が、本サービスの利用に関して本サービスの範囲外となるサービスの提供を希望する場合は、書面により乙に申し込むものとする。乙は当該書面を受領後、当該範囲外となるサービスの提供可否、対価その他サービス提供条件について甲と協議し、甲乙が合意した場合、乙の指定する方法により別途契約を締結するものとする。
- 8. 甲は、法人名、お申込責任者および運用管理者等、申込書の内容に変更が生じた場合は、第11条第2項に定めるほか、乙所定の手続きにより遅滞なく乙に通知するものとする。

第5条(一時作業)

初期設定作業とは、本サービス用設備において、利用サービス提供のために乙がサービス仕様書に基づき有償にて請負形態によって実施する準備作業をいい、その内容はサービス仕様書に定めるとおりとする。

- 2. 初期設定作業には、本サービスを提供するために必要となる甲の要件定義に係る作業および分析、現行の甲の業務の調査および分析、本サービスを適用した場合の甲の業務の変更点に係る調査、分析および設計、本サービス利用に伴う業務運用の方式設計、甲端末設備の設置・環境設定および接続回線の接続確認、その他本サービス用設備外での一切の作業を含まない。
- 3. 追加作業とは、甲が本サービスを利用するために自ら実施する作業を、乙が有償にて準委任形態によって支援する作業をいい、その内容はサービス仕様書および申込書

に定めるとおりとする。

4. 甲が本契約締結後に追加の作業を希望する場合には、サービス仕様書の定めに基づき取り扱うものとする。

第6条 (一時作業の実施)

乙は、サービス仕様書に従い、申込書に定める作業完了日までに一時作業を実施する。

- 2. 乙は、一時作業が完了した場合、ただちに甲に通知するものとし、甲は、当該通知 を受けた後すみやかに当該完了を確認する。
- 3. 甲は、前項の確認の結果が良好であった場合すみやかに、別途乙の指定する様式および方法により、当該一時作業に関する検収を行う。
- 4. 第2項の確認の結果が不良であった場合、甲は乙にその旨を通知し、乙は当該通知 受領後、当該一時作業を再度実施し、第2項に定める甲の確認を受けるものとする。
- 5. 申込書に定める検収期限までに甲により第3項に定める検収、または前項に定める 通知のいずれも行われない場合は、当該期限をもって甲による検収が行われたものと する。

第7条 (利用サービスの提供)

利用サービスの提供期間は、当該利用サービスの初期設定作業に係る前条に定める 検収の完了後、サービス仕様書の定めに基づき乙が甲に通知する「初期設定サービス 完了通知書」に定めるサービス開始日(以下「サービス開始日」という。)から1年間とする。ただし、提供期間満了の30日前までに甲または乙から相手方に対して書 面で利用サービスの提供を終了する旨の意思表示がなされない場合、当該提供期間は 自動的に1年間延長されるものとし、以後提供期間満了毎にこの例による。(当該提 供期間の満了の日を以下「サービス終了日」という。)

2. 甲が本サービスの提供を受けることができる時間は、サービス仕様書に定めるとおりとする。ただし、第16条に定めにより中止する時間および乙が別途定める本サービス用設備に係る保守に要する時間については含まれないものとする。

第8条(本サービスの価格)

本サービスの価格はサービス仕様書に定めるとおりとし、利用サービスの価格は申込書に定めるとおりとする。

- 2. 乙は、本契約締結後、毎月、当月分の月額費用およびこれに係る消費税等相当額を 書面により甲に請求するものとし、甲は、当該月の末日までに、乙の指定する銀行口 座に甲の負担で振り込む方法により当該請求額を乙に支払うものとする。
- 3. 乙は、本契約締結後、一時費用(一時作業に係る価格)およびこれに係る消費税等

相当額を当該一時作業の検収日の翌月の月額費用と合わせて書面により甲に請求するものとし、甲は、前項に従い当該請求額を乙に支払うものとする。

- 4. 甲は、サービス開始日が暦月の初日以外、またはサービス終了日が暦月の末日以外 となった場合であっても、当該暦月の月額費用の支払いを要するものとする。
- 5. サービス提供期間中に第15条乃至第18条の定めにより利用サービスを利用できない期間があった場合においても、利用サービスの価格は減額されないものとする。
- 6. 乙は、サービス提供期間中に甲の責に帰すべき事由により第29条または第31条 の定めに基づき本契約を解除した場合であっても、甲から支払を受けた利用サービス の価格の減額および甲への返金は行わないものとする。
- 7. 乙は、経済情勢、公租公課等の変動または本サービス内容の変更により、本サービスの価格が不相当となり、これを変更する必要が生じたときは、第3条の定めに基づき当該価格を変更することができるものとする。
- 8. 将来において消費税等相当額の税率が変更された場合、本サービスの価格に係る消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 9. 乙は、甲が本サービスの価格その他の金銭債務(延滞利息を除く。)が支払期日を 経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数に ついて、年14.6%の割合で算出した額を、甲に対し請求することができるものと する。

第9条(資料の取り扱い)

甲は、利用サービスに関連して乙から提供される資料がある場合、これを次の各号の定めに従い使用するものとする。

- (1) 本サービスの利用の目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製または改変する場合は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ること。
- (3) 著作権その他の知的財産権が乙または正当な権利者に帰属することを承諾すること。
- (4) 乙の承諾無く第三者に開示または提供しないこと。
- (5) 記載されている乙または第三者の著作権その他の権利表示を削除または変更しないこと。
- (6) 特に乙が指定する資料については、当該資料に関する本契約の終了後または乙の 要求時ただちに乙に返却しまたは破棄すること。
- 2. 前項に定める資料のうち、第26条に定める秘密情報に該当するものについては、 本条の定めに加え同条の定めに従い取り扱うものとする。

第10条(利用者等)

甲は、利用者等を除く第三者に対して本サービスを利用させてはならないものとす

る。

- 2. 甲は、利用者等による本サービスの利用が自己の利用とみなされることを承諾する とともに、かかる利用について一切の責任を負うものとする。
- 3. 甲は、本サービスに関して乙から通知を受けた事項を、遅滞なく利用者等に通知するとともに次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1) 甲の責任において利用者等に本約款およびサービス仕様書に基づく本サービスの利用条件を説明し、利用者等の遵守義務を遵守させること。
 - (2) 利用者等の利用に係る費用その他の債務について責任を負うこと。
- 4. 利用者等が前項第1号に定める遵守義務に違反した場合、甲はすみやかに当該違反の状態を是正する。利用者等が違反した日から10日間経過後も当該違反の状態が是正されない場合、乙は、これを甲の契約違反とし、第17条、第29条その他の条項に従った措置を取ることができるものとする。

第11条(運用管理者)

甲および乙は、別段の定めがある場合を除き、本サービスの遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理および相手方への依頼、その他相手方との連絡、確認等を、原則として申込書に定める甲の運用管理者およびサービス仕様書に定める乙の問い合わせ窓口を通じて行うものとする。

2. 甲は、運用管理者の内容が変更になった場合は。ただちに書面をもって乙に通知するものとする。

第12条(甲端末設備等)

甲は、自らの費用と責任で、本サービスの利用に必要となる甲端末設備を準備し、接続サービスへ加入するとともに、これらが正常に稼働するよう維持管理するものとする。

- 2. 甲が、本サービス用通信回線以外の他の電気通信回線を経由して本サービスの利用 を希望する場合、甲乙協議のうえその措置を決定するものとする。
- 3. 乙は、本サービスの保守、運用または技術上必要と判断した場合、必要最小限の範囲で甲が本サービスにおいて利用する情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾するものとする。ただし、かかる規定は乙の監視義務および管理責任を規定したものではない。

第13条(本識別符号)

乙は、本サービスを利用するために識別符号および認証番号(以下総称して「本識 別符号」という。)が必要な場合、別途乙の定める規定に従い甲にこれを交付するも のとする。

- 2. 甲は、利用者等を除く第三者に対して、本識別符号を開示しまたは漏洩してはならないものとする。
- 3. 甲は、本識別符号のうち認証番号を自ら変更することができるものとする。
- 4. 甲は、自らおよび利用者等による本識別符号の管理および使用について責任を負うものとする。
- 5. 本識別符号による本サービスの利用その他の行為は、サービス仕様書に特段の定めがない限りにおいて、全て甲による利用とみなすものとする。甲は、かかる利用に起因して発生した一切の代金、費用その他の債務を負担し、かつ甲および第三者が被った損害について乙を免責するとともに、乙が被った損害を第20条に定める範囲で賠償するものとする。ただし、乙の故意または過失により本識別符号が利用者等を除く第三者に利用された場合はこの限りではないものとする。

第14条 (バックアップ)

乙は、サービス仕様書に別段の定めがない限り、本サービスに関して甲および利用 者等が利用する情報(以下「ユーザ情報」という。)の保護を目的とするバックアップを行わないものとする。

- 2. 乙は、本サービスの安定提供を目的として、サーバ単位にフルバックアップを取得するが、かかるバックアップはユーザ情報およびシステム情報の復元を目的とするものではないものとする。
- 3. 甲は、ユーザ情報を保護するため、サービス仕様書に別段の定めがない限り、甲の 判断と責任でユーザ情報のバックアップを取得、保存しなければならないものとす る。

第15条 (禁止事項)

甲は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を行ってはならないものとする。

- (1) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、書き込み、掲載または第三者が受信可能な状態にする行為
- (2) 乙または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為(本サービス用設備を構成するソフトウェアの複製、改変、編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを含むがこれに限られない。)
- (3) 第三者の本識別符号を不正に取得もしくは使用し、または第三者もしくは自己の本識別符号を不正にその他の第三者に使用させる行為
- (4) 非居住者に対する輸出の手段として本サービスを利用する行為
- (5) 乙または第三者を誹謗もしくは中傷しまたはその名誉を傷つけるような行為

- (6) 乙または第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為
- (7) 事実に反する情報または意味のない情報を書き込む行為
- (8) 公序良俗に反する内容の情報、文章、図形等を書き込む行為
- (9) 著作権表示等を削除または変更する行為
- (10) 本サービスによりアクセス可能な情報を権限無く改ざんまたは消去する行為
- (11) 不正アクセスまたは不正アクセスに結びつく行為
- (12) 不正な手段により第三者になりすます行為
- (13) 乙または第三者の通信、電気通信設備の作動を妨害し、過大な負荷を生じさせまたは利用もしくは運営に重大な支障を与える行為(事前に乙の書面による承諾を得ない、本サービスに関するセキュリティ診断または負荷試験を含む。)
- (14) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または乙もしくは第三者に不利益を与える行為
- (15)前各号のいずれかに該当する行為を助長または幇助し、または該当するおそれがあると乙が判断する行為もしくはこれに類する行為
- (16) その他本サービスの運営を妨げると乙が判断する行為
- 2. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為が、利用者等によってなされたことを知った場合、または第13条に違反して本識別符号を第三者に漏洩した場合、ただちに 乙に通知するものとする。
- 3. 乙は、甲または利用者等の行為が第1項各号のいずれかに該当する場合、またはそのおそれがあると判断した場合、事前に甲に通知することなく、当該行為に関連する情報を削除し、または第17条第1項の定めに基づき本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとする。ただし、かかる定めは乙による情報の管理、監視または削除等の義務を規定したものではない。
- 4. 乙は、前項の処置を取ることが技術的に不可能な場合、甲に対して第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除するよう要請することができ、甲はかかる要請に遅滞なく応じるものとする。
- 5. 乙は、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、事実確認、説明依頼、 再発防止、および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整、を甲に 要請することができるものとする。

第16条(提供中止)

乙は、次の各号の場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することが できるものとする。

- (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第18条の定めにより、通信利用を制限するとき。
- (3) 本サービス用通信回線を提供する電気通信事業者が電気通信サービスを中止した

とき。

2. 乙は、前項の定めにより本サービスの提供を中止する場合には、あらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときは、この限りではないものとする。

第17条(提供停止)

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用サービスの全部または一 部の提供を停止することができるものとする。

- (1) 本約款の条項の一に違反した場合。
- (2) 第15条第3項の定めにより、本サービスを停止する場合。
- (3) その他甲または第三者の行為により本サービス用設備に関する乙の業務に著しい 支障を来した場合、またはそのおそれのある場合。
- 2. 乙は、前項の定めにより本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときは、この限りではないものとする。

第18条 (通信利用の制限)

乙は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を中止する措置をとることができるものとする。

第19条(事故対応)

甲は、本サービスの提供を受けることができなくなった場合、甲端末設備および接続 回線に故障のないことを確認の上、その旨を乙に通知するものとする。

- 2. 乙は、本サービス用設備に障害または損傷が生じ、本サービスの提供ができなくなったことを知った場合、その旨を甲に通知し、すみやかにサービス用設備を修理しまたは復旧するものとする。
- 3. 前二項のほか、甲および乙は、本サービスの不具合、障害発生の事実または本サービスの提供に支障を来しまたはそのおそれがある事実を知った場合、遅滞なく相手方に通知のうえ協議を行い、対応措置を決定するとともに、すみやかに決定した対策を分担または相協力して実施するものとする。

第20条(責任)

乙は、本約款の定めに従い善良なる管理者の注意をもって誠実に本サービスを提供

するものとする。

- 2. 乙は、本サービスを提供する権原を保有していること、本サービスが第三者の知的 財産権を侵害していないこと、およびサービス仕様書に記載された内容で本サービス が提供されることを保証するものとする。
- 3. 乙が本サービスを提供すべき場合において、乙の責めに帰すべき事由により本サービスを提供しなかった場合、本サービスを提供しなくなった時点から起算して、「サービス仕様書」に基づく1日あたりのサービス提供時間(以下「単位時間」という。)以上その状態が継続したときに限り、単位時間あたり、月額費用の1/30(単位時間の倍数である部分に限る。)が減額されるものとする。なお、「サービス仕様書」に定めるサービス提供時間帯外の時間は、かかる「継続」の要件を妨げず、また、本項の時間計算においては算入しないものとする。本項による減額は、第5項による賠償責任を縮減させるものではないものとする。
- 4. 甲または乙が一時作業に起因しまたは関連して相手方に対して負担する損害賠償責任の範囲は、請求原因の如何にかかわらず、相手方が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとし、かつ、当該損害発生の直接の原因となった一時作業に係る一時費用の価格を上限とする。なお、逸失利益および第三者の請求に基づく損害は賠償の範囲に含まれないものとする。
- 5. 前項に定めるほか、甲または乙が利用サービスに起因しまたは関連して相手方に対して負担する損害賠償責任の範囲は、請求原因の如何にかかわらず、相手方が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとし、かつ、当該損害発生の直接の原因となった利用サービスに係る月額費用の価格を上限とするものとする。なお、逸失利益(および第三者の請求に基づく損害)は賠償の範囲に含まれないものとする。
- 6. 甲または乙の損害賠償請求権は、損害発生の日から1年以内に行使しなければ消滅 するものとする。

第21条(保証の排除)

乙は、サービス仕様書に別段の定めがある場合を除き、次の各号を保証しないものとする。

- (1) 本サービスが中断することなく提供されること。
- (2) 本サービスを利用して甲が提供または送信する情報の内容等。
- (3) 本サービスが甲の業務または事業活動において一定の目的を達成すること。
- (4) セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されること。
- (5) 不正アクセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されること。
- (6) 本サービスで使用するデータが常に正確であること。
- (7) 本サービスに瑕疵が全く存在しないこと。
- (8) 本サービス用プログラムに誤り、欠陥等がないこと。

第22条(免責事項)

乙は、サービス仕様書において特に定める場合を除き、次の各号に定める事由により甲または第三者に発生した損害について何らの責任を負わないものとする。

- (1) 地震、台風、洪水、異常気象などの天災地変および火災、停電、戦争、暴動、テロ、集団的疫病、政府の規制、法令改正その他の不可抗力ならびに合理的に乙の管理不能な事由
- (2) 甲端末設備、接続回線その他本サービスを利用するための甲の環境における障害、不具合または性能値等
- (3) 甲の情報の送信遅延、誤送、消失、毀損、改竄、漏洩または利用不能
- (4) サービス仕様書に定める範囲外の未知のウイルスまたは未知の手法による不正ア クセスまたは情報漏洩、通信系路上での傍受その他類似行為
- (5) 本約款において乙が定める遵守事項に違反し、またはサービス仕様書その他の操作手順を遵守しないこと
- (6) 本サービス用設備のうち、第三者が提供するハードウェア、ソフトウェアおよび データベース
- (7) 本サービスにより蓄積された甲の情報の保管、保存またはユーザ情報のバックアップ等
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信回線または電気通信サービス
- (9) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え、捜索、検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令または官公署の権限に基づく強制的な処分
- (10) その他乙の責に帰すべからざる事由

第23条(紛争に関する免責)

甲は、本サービス利用に関連する甲の行為を原因として第三者に対して損害を与え、または第三者から乙に対し何らかのクレーム、要求、訴訟その他の方法による請求 (以下「紛争等」という。)が提起された場合、自らの費用と責任において当該紛争等の解決に当たるものとし、乙を一切免責するものとする。なお紛争等に関連して乙に損害が発生した場合、甲はこれを賠償する責任を負うものとする。

第24条 (再委託)

乙は、本サービスの提供のために合理的に必要な範囲内で、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該再委託先に本約款に基づく乙の義務を遵守させると共に、当該再委託先の行為につき甲に対して責任を負うものとする。

第25条(知的財産権)

乙は、甲による利用サービスの利用に必要な場合および本約款に特に定める(別紙3「第三者ソフトウェアに係るライセンス条項」の定めを含む)場合を除き、乙または第三者が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関し、甲および利用者等に何らの権利も譲渡または許諾するものではないものとする。

第26条(秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の情報であって開示の際に相手方より書面で秘密であると明確に指定された情報(以下「秘密情報」という。)について、本契約の有効期間中のみならず本契約終了後も3年間は第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

- 2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示を受けた際、秘密保持義務を負うことなく既に自己が保有している情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (3) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
 - (4) 本約款に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
- 3. 甲および乙は、相手方の秘密情報を、第9条第1項に定める資料に該当する秘密情報を除き、本契約の履行に必要な範囲で複製し、改変することができるものとする。
- 4. 第1項の定めにかかわらず、乙は、第24条に定める再委託先に対し本サービスの 提供を目的とする範囲で、秘密情報を開示し利用させることができるものとする。こ の場合、乙は、本約款に基づき自己の負担する秘密保持義務と同等の義務を当該再委 託先に負担させる責任を負うものとする。
- 5. 甲および乙は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意 をもって相手方の秘密情報を管理するものとする。
- 6. 甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報 を本契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとする。
- 7. 第1項の定めにかかわらず、乙は、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署の要求があった情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対して開示することができるものとする。この場合乙は、関連法令に反しない限り、あらかじめ甲に通知するよう努めるものとする。
- 8. 乙は、本サービスを構成するソフトウェアプログラムの使用許諾元から要請があった場合、甲および甲の顧客の情報(名称、所在地等)を、当該使用許諾元に開示することができるものとする。

第27条(個人情報)

甲および乙は、サービス仕様書に特段の定めがない限り、乙が本サービス用設備に 格納された甲の個人情報にアクセス不能なことを確認するものとする。

第28条(権利および義務の譲渡)

甲は、事前に乙の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる自己の権利 もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは引き受けさせ、あるいは担 保権の設定その他の方法により処分してはならないものとする。

第29条 (解除)

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要せず本契約 の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 第17条第1項第1号に定める本約款の条項の一に違反した場合で、当該違反に 関する相手方の書面による催告後30日以内にこれを是正しないとき。
- (2) 金銭債務の支払に遅滞したとき。
- (3) 相手方に対する背信行為があったとき。
- (4) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合。
- (5) 乙が甲に対する債権保全上必要と認めた場合。
- (6) 差押、仮差押、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社更生手続もしくは民事再生手続の申立がなされ、または自ら破産、会社更生手続もしくは民事再生手続の申立をしたとき。
- (7) 自ら振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等、 支払停止状態に至ったとき。
- (8) 解散、営業の廃止、または清算の決議をしまたは手続きに入った場合。
- (9) 前三号のほかその財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (10) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2. 甲または利用者等が第15条第1項各号の定めに違反した場合で、同条第3項に基づき乙による利用サービス提供の全部または一部の停止または情報の削除を受けたにもかかわらず、同様の違反行為が繰り返し行われたとき、または第4条第4項第1号に定める場合のほか申込書その他乙に対して通知した内容に虚偽の記載があったときは、乙は乙所定の方法により甲に通知することにより、本契約の全部または一部をただちに解除することができるものとする。
- 3. 甲において第1項各号の一または前項に該当する事由が生じた場合、甲は、乙に対する一切の支払債務につき当然に期限の利益を失い、ただちに現金で乙に支払うもの

とする。

4. 本サービスの提供に関して乙の子会社が Microsoft Regional Sales Corporation との間で締結した「Services Provider License Agreement (Indirect)」契約が終了した場合、本契約は当該終了日をもって自動的に終了するものとする。

第30条(中途解約)

乙は、本サービスを安定して継続的に提供するように努めるものとする。

- 2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの提供元である第三者がそのサービスの提供 を廃止しまたは提供不能に陥るなどの理由により本サービスの提供が著しく困難な事 態に陥った場合、乙はすみやかに甲に通知して本契約を解除することができるものと する。
- 3. 甲は、解約を希望する月の30日前までに書面により乙に通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとする。
- 4. 甲は、一時作業を中途解約することはできず、また、乙はいかなる場合において も、一時費用の減額および甲への返金は行わないものとする。

第31条(反社会的勢力との取引排除)

甲は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって も該当しないことを確約するものとする。

- (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力 団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称す る。)であること。
- (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること。
- (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を 供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること。
- (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
- 2. 乙は、甲が前項の確約に違反して、前項各号の一に該当することが判明した場合、 甲に対し何らの催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。
- 3. 乙は、甲が第1項各号の一に該当する疑いがあると合理的に認められる場合は、当 該事実の確認を目的として調査を行うことができるものとし、甲は、当該調査に協力 するものとする。

第32条 (契約終了後の措置)

甲は、サービス終了日までに利用サービスに関して本サービス用設備に保存された ユーザ情報を削除しなければならないものとする。なお、乙はサービス終了日の経過 後ただちに、かかるユーザ情報を削除することができるものとする。

- 2. 本サービスの終了に際して、甲が本サービス用設備に保存されているユーザ情報の抽出を希望する場合、乙は、別途乙が定める条件により有償にてこれを行うものとする。
- 3. 理由の如何を問わず本契約が終了した場合であっても、第8条、第9条、第13条 乃至第15条、第20条乃至第23条、第25条、第26条および第28条乃至第3 3条の各規定は引き続き効力を有するものとする。

第33条(合意管轄)

本約款に関連して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

以上

- (1)米国Microsoft Corporation および同社の関係会社(以下「マイクロソフト」といいます。) 製ソフトウェア(以下「MS 製品」といいます。)
- ①契約者は、MS 製品に含まれる著作権、商標またはその他の知的財産権に関する表示を削除、変更または不明瞭化してはならないものとします。
- ②契約者は、MS 製品につきリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行ってはならないものとします。
- ③本サービスの利用により生じる直接損害、間接損害または結果的損害について、マイクロソフトはいかなる保証も行わず、また何らの責任を負わないものとします。
 - ④マイクロソフトおよび供給者は何らの技術サポートを行わないものとします。
- ⑤MS 製品、MS 製品に不具合が発生し、またはMS 製品が機能しなかった場合に死亡、重大な人身障害、重大な物理的損害または環境の破壊につながるような環境において使用すること(以下、「高リスク使用」といいます。)を前提として設計されたものではなく、かかる使用を意図されたものではありません。契約者は、高リスク使用となる状況の下で、またはかかる状況に関連して、MS 製品を使用することを許諾されるものではなく、高リスク使用はいかなる場合も禁止されるものとします。
 - (2)米国Red Hat Inc.および同社の関係会社製ソフトウェア Red Hat Software Subscription Agreement (For End Users in the Cloud)
 - (3)米国VMware Inc.製ソフトウェア
 - ①VMware End User License Agreements 記載の条件
- ②WARRANTY DISCLAIMER. EXCEPT AS PROVIDED IN THIS AGREEMENT, AND TO THE MAXIMUM EXTENT PERMITTED BY LAW, VMWARE HEREBY DISCLAIMS, ON BEHALF OF ITSELF AND ITS LICENSORS, ANY WARRANTIES ON THE SOFTWARE OR SERVICES, EXPRESS, IMPLIED, OR STATUTORY, INCLUDING WITHOUT LIMITATION ANY WARRANTY OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE, OR ON-INFRINGEMENT.